

令和4年7月11日（月）午後1時55分

令和4年

滋賀県国民健康保険団体連合会

第2回理事会

滋賀県国民健康保険団体連合会

令和4年第2回理事会議事録

開催日時 令和4年7月11日（月曜日） 午後1時55分開会
開催場所 アヤハレークサイドホテル 比叡の間

出席役員数（14人）

理事長	橋川 渉	草津市長
副理事長	野瀬 喜久男	甲良町長
副理事長	桂田 俊夫	
兼常務理事		
理事	三日月 大造	滋賀県知事（代）
	佐藤 健司	大津市長（代）
	小椋 正清	東近江市長（代）
	宮本 和宏	守山市長（代）
	福井 正明	高島市長
	平尾 道雄	米原市長（代）
	野村 昌弘	栗東市長（代）
	伊藤 定勉	豊郷町長
	越智 眞一	医師国保組合理事長
監事	岩永 裕貴	甲賀市長
	西田 秀治	竜王町長

○開 会

午後1時55分開会

◇岡田局長 ありがとうございます。定刻より少し早いですが、皆さんお揃いでございますので、只今より国保連合会の理事会を開催いたします。

開催に当たりまして、理事長よりご挨拶をお願いいたします。

◇橋川理事長 皆様こんにちは。

本日、国保連合会理事会を開催いたしましたところ、皆様方には大変お忙しい中、ご出席をいただき誠にありがとうございます。

また、各々の自治体におかれましては、ウィズコロナにおける感染症対策や地域振興にご苦勞をいただいていることと存じます。

国保連合会においても、この間、本来業務である医療機関への診療報酬の審査支払や保健事業支援をしっかりと果たしますとともに、保険者や行政機関からの要請に基づき、新型コロナウイルス感染症対策の支援をできる限り行ってまいりました。今後も可能な限り医療保険制度を支えるべく、本会の役割を果たしてまいります。

本日は、令和3年度事業報告及び決算、令和4年度補正予算など重要な議案をご審議いただきます。

また、現在、全国の国保連合会・国保中央会で取り組んでおります「国保総合システムの次期更改等に係る国庫補助金獲得について」並びに「第3期中期経営計画について」ご説明をさせていただきます。

何とぞよろしく、ご審議を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではありますが、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◇岡田局長 ありがとうございました。

次に、本日の出席状況でございますが、委任出席を含めまして、全員のご出席でございますので、本日の理事会が成立をいたしますことをご報告させていただきます。

続きまして、理事会の議長でございますが、本会規約第33条第1項によりまして、理事会の議長は理事長が当たるとなっております。橋川理事長、よろしくお願いいたします。

◇橋川理事長 それでは、定めにより、理事会の議長をさせていただきます。よろしくお願い致します。

まず、規約第35条第4項及び規約第36条第2項により、本理事会は公開とし、議事録も公表することをお伝えいたします。

次に、規約第36条第1項の規定により、議事録署名者を選出いたしたいと思いますが、議長から指名させていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇橋川理事長 それでは、私のほうより指名させていただきます。

高島市長の福井理事さん。それと、医師国保組合理事長の越智理事さんのお二人をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、早速、審議に入らせていただきます。

まず、議案第26号、通常総会開催日について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

◇岡田局長 それでは、議案の第26号について、ご説明をさせていただきます。

お手元に、令和4年第2回理事会議案をご準備ください。こちらの薄いほうになります。おめくりいただきまして、1ページをご覧いただきたいと思います。議案の第26号でございます。通常総会の開催日についてでございますが、滋賀県国民健康保険団体連合会通常総会を令和4年7月26日火曜日、午後2時から開催をいたしたいと存じます。よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

◇橋川理事長 ご質問、ご意見はございませんか。

ないようですので、採決を行います。

議案第26号を原案どおり議決することについて、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇橋川理事長 ありがとうございます。異議なしと認め、総会は原案どおり7月26日火曜日、午後2時から開催することといたします。

次に、議案第27号、総会附議事項の審議に入ります。通常総会の議案は第13号から第29号までであります。

まずは議案第13号、令和3年度事業報告の認定についてから、議案第22号、令和3年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで、いずれも関連いたしますので、一括審議いたします。

各議案について事務局の説明を求めます。

なお、説明につきましては、去る7月1日に開催の国保主管課長会議において事前に協議をいたしておりますので、ご了承願います。それでは、説明願います。

◇林主監 それでは、私のほうから議案第13号の令和3年度滋賀県国民健康保険団体連合会事業報告の認定について、ご説明をいたします。

通常総会の附議事項1ページから68ページまででございますが、資料1、概要版で取りまとめておりますので、そちらを使いながらご説明をさせていただきたいと存じます。

それでは、資料の1でございます。事業報告の概要版でございます。

まず、〔1〕本会の運営に関する事項でございます。会務の適正な運営を図るため、総会、理事会、監事会、国保主管課長会議の開催と、会計監査予備調査、監査法人による監査を実施しております。内訳については、下記に記載のとおりでございます。

次に、〔2〕国民健康保険制度の改善強化と財政安定化対策の推進に関する事項でございます。(1)国保制度改善強化全国大会でございますが、構造的に多くの問題を抱える国保の現状を打開するため、全国大会において、11項目を決議するとともに、政府、国会並びに地元選出国會議員に対し、理事長を中心に陳情、要請行動をしてまいりました。

また、(2)でございますが、保険料(税)収納率向上対策ということで、①の月間の設定及び啓発や③の徴収事務担当者研修会など、市町支援を実施してまいりました。令和3年度の市町の収納率につきましては95.92%で、前年度から0.32ポイント増になってございます。

1枚おめくりいただきまして、一番上の(3)医療費適正化対策でございます。ジェネリック差額通知書の作成を行いまして、年4回の発行を行ったということでございます。

次に、〔3〕国保総合システムに関する事項でございます。ご案内のとおり、国保総合システムにつきましては、令和6年度次期更改時にクラウド化を行い、併せて、支払基金システムとの整合的かつ効果的な在り方を実現するとなっております。これは国の意向を踏まえて実施するものでございますので、保険者等の負担が生じないように、国庫補助を獲得すべく、下記に記載のとおり、地方6団体や地元選出国會議員への要請活動を行っております。

続きまして、〔4〕国民健康保険及び後期高齢者医療診療報酬等の審査支払に関する事項でございます。(1)でございますが、審査委員会を毎月開催するとともに、画面審査システムを活用し、質の高い審査に取り組んでまいりました。取扱状況は以下のとおりでございますが、査定額については約7億2,000万円、返戻については約67億8,000

0万円ということで、査定率については0.331%ということでございます。

それから、(2)被用者保険に係る福祉医療費の取り扱いでございます。令和3年4月診療分から支払基金へ移行したことに對して、支払基金から給付データをいただいて、支払基金ではできない資格確認等の事務を実施し、市町の事務の効率化を図っております。

続きまして、3ページでございます。(3)療養費の審査・支払でございますが、柔道整復やあはき療養費の審査の実施をしております。

また、(4)保険者間調整の実施の部分では、令和3年11月からオンライン資格確認により、自動的に誤った資格を正しい資格に振り替えて、分割処理を実施しております。一方で、自動的に振替ができないもの、公費併用レセプトなどについて、(5)に記載しておりますとおり、本会で資格確認を実施しているところでございます。

続きまして、〔5〕保険者共同事業及び後期高齢者医療事務代行業務に関する事項でございます。

(1)保険者事務共同電算処理業務に関することとして、被保険者資格の管理及び帳票、諸統計の作成等の実施や(2)国保情報集約システムの運用管理を実施しております。

また、(3)でございますが、保険者レセプト点検事務共同事業では、効果額が約1億円、(4)第三者行為求償事務では収納額が約3億2,000万円という結果でございました。

また、(5)後期高齢者医療事務代行業務でございますが、令和3年度から被保険者証作成等、新たに9業務を受託し業務を行っております。

それから、(6)行政機関等からの要請に係る対応でございますが、風しんの追加的対策事業、さらには新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事業ということで、住所地外接種の請求支払と要望のある市町への接種券の作成を実施しております。

次のページ、1枚おめくりいただきますと、その実績を記載してございます。接種については、およそ32万件、7億4,000万円の請求支払ということでございます。

続きまして、〔6〕保健事業の推進に関する事項でございます。(1)保健事業推進に関する支援及び情報提供でございますが、健康管理施策につながる基礎資料集の作成や、②に記載しております「統計でわかる滋賀の国保の状況」などの資料作成を行うとともに、③の国保・後期高齢者ヘルスサポート事業、④の糖尿病性腎症重症化予防研修会の開催など、保険者の保健事業を支援してまいりました。

また、⑤の重複・頻回受診者等訪問指導事業として、本会保健師が対象者に訪問を実施

し、適正な受診につながるよう取組を行ったところでございます。

また、⑥高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施への支援といたしまして、セミナー等の開催を実施しております。

それから、(2) 地域住民の健康保持増進及び啓発でございますが、健康増進強調月間を設けて、テレビスポット放送やポスター作成などに取り組んでおります。

次に、5 ページのほうでございますが、〔7〕特定健診・特定保健指導に関する事項でございます。

費用の支払い、データ管理業務、特定健診受診券の作成などを実施しております。また、受診率向上に向けた保険者支援として、テレビCMや未受診者への電話勧奨の支援を行っております。

それから、〔9〕介護保険事業関係業務に関する事項でございます。(1) の審査支払業務と併せまして、(2) の苦情・相談業務、(3) ケアプラン点検に関する保険者支援を実施しております。

また、令和3年度は県から委託をいただきまして、介護サービス事業所・施設への感染防止対策支援事業として、かかり増し経費の支払業務の事務を行っております。

〔10〕障害者総合支援給付等事業関係業務に関する事項でございますが、障害介護給付費、障害児給付費等の審査支払を行っております。令和3年度につきましては、長浜市様から委託をいただき、地域生活支援事業に係る審査支払を実施しております。

そして、1枚おめくりいただきまして、〔12〕滋賀県保険者協議会に関する事項ということですが、滋賀県と共同で事務局を担い、滋賀県内の医療保険者等の加入者に係る健康づくりを推進するとともに、構成メンバーの一員として、保険者間の問題意識の共有や取組を推進しております。具体的な取組については、6 ページに記載のとおりでございます。

〔13〕地域医療の確保に関する事項から、〔18〕その他に関する事項につきましては、記載のとおりでございますので、お目通しいただければと思います。

令和4年度についても引き続きしっかり事業を推進してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

◇今岡課長 続きまして、令和3年度の決算の関係について、私のほうからご説明をさせていただきます。

先ほどもありましたように、附議事項については、議案第14号の69ページから議案第22号の192ページでございますけれども、お手元の理事会資料の資料ナンバー2-1で概要をまとめさせていただいておりますので、こちらのほうに基づいてご説明をさせていただきます。

お手元の資料ナンバー2-1、令和3年度、国保連合会の決算の状況でございます。

こちらの1番目ですが、国保連合会の会計でございます。本会の会計は、大別しますと2種類ございます。①②と記載させていただいておりますが、①においては、保険者さんから納入いただきます手数料、負担金を財源として、審査支払業務の事務を執行する会計でございます。こちらが6勘定でございます。

そして、②においては、医療費等の保険者負担分を医療機関等に受け払いする会計でございます。全部で16勘定でございます。全9会計で22勘定がございますけれども、全勘定の総額の状況です。資料中段のとおり、令和3年度の歳入合計が約4,106億7,300万円、歳出が約4,104億6,300万円ございました。対前年度比3.0%増ということでございます。歳入歳出差引額が約2億1,000万円の結果となっております。

次に、これら全勘定のうち、資料中段の(1)にございますとおり、保険者さんから納入いただきます手数料、負担金を財源として、事務執行を伴う一般会計と5つの業務勘定の概要でございます。

こちらのほうは歳入合計が約36億5,200万円、対前年度比8.8%の増、歳出合計が約35億円、対前年度比10%増、歳入歳出差引額が約1億5,200万円ございました。

こちらの一般会計と5つの勘定については、本会が取り扱う会計全体の1%弱の割合がこの会計になってございます。

続きまして、歳入歳出の前年度比較における増減の主な内容でございます。

2ページをご覧ください。2ページの上段でございますが、枠囲いで歳入がでございます。前年度と比べますと、約2億9,600万円の増となっております。主な要素としては、1つ目のポツでございますけれども、昨年、コロナ禍で受診抑制となっていたものが、徐々に回復基調にあつて、手数料などが約6,720万円の増となっております。

そのほか2つ目のポツでございます。新型コロナウイルスワクチン接種費用に係る事務費などが、約1億680万円の増となっております。

飛びまして、4つ目のポツですが、受託事業収入として、県からの委託によりKDB補

完システムの導入経費、市町さんからの委託による風しんクーポン券の作成並びにコロナワクチン接種券の作成経費などにより、前年度と比べまして、約1億1,300万円の増が挙げられております。

続いて、下の歳出につきましてもご説明いたしますと、前年度と比べまして、約3億2,000万円の増という結果になっております。

歳入と同じく、1つ目のポツにありますように、コロナワクチンの接種事業に約1億200万円。2つ目のポツでございますが、KDB補完システムの導入経費で約9,400万円。並びに5つ目のポツに書いてございますように、ICT積立をはじめとする積立金約1億1,500万円が挙げられております。

続きまして、3ページのほうをご覧いただきたいと思えます。

(2)に書いてございますように、医療費等の受け払いをする各種支払勘定の16勘定の状況でございます。全部で16勘定の合計でございますが、歳入合計約4,070億2,000万円、歳出合計約4,069億6,000万円ということで、対前年度比いずれも2.9%増という結果でございます。

そして、各勘定の内訳でございますが、①国民健康保険支払勘定でございます。対前年度比4.8%の増となりまして、月平均約80億円の支払いとなりました。

そして、②福祉医療費支払勘定でございます。こちらは、対前年度比42.8%減と大きな減少になってございます。こちらは令和3年4月診療分から被用者保険における福祉医療費の審査支払業務が支払基金に移行した影響によるものとなってございます。

次に、③介護保険支払勘定でございます。こちらは、月平均約88億円の支払いとなっております。受給者数の増ということで、対前年度比2.5%増加しております。

④障害介護給付費支払勘定並びに⑤障害児給付費支払勘定についてもそれぞれ増加しております。介護保険と同様に、受給者数の増の理由があるものと考えております。

⑥後期高齢者医療支払勘定でございますが、前年度と比べて2.9%の増加となっており、月平均約130億円の支払いとなっております。

⑦特定健診・特定保健指導等支払勘定並びに⑧後期高齢者健診等費用支払勘定、どちらも健診に係る事業でございますが、それぞれ、対前年度比で9.8%の増と6%の増ということで、約7億円と約1億円の年間約8億円の支払いでございました。対前年度比較で増加している原因につきましては、コロナの影響によるものによって増加したものと考えております。

4ページをご覧ください。本決算を踏まえた国保総合システムの更改のための対応についてでございます。本資料の2ページで主な決算状況における歳入歳出の増減をご説明させていただきましたけれども、歳出で積立金のうち、約1億円のICT積立資産の造成をさせていただいたところでございます。

(1) 国保特別会計の業務勘定をご覧ください。ワクチン接種事業に係る事務費、風しん事務費や風しんクーポン券、そして、ワクチン接種券の作成に係る受託事業収入が約2億700万円ございました。それに係る処理経費が歳出にございます約1億3,700万円となりましたので、その差額分の7,000万円と合わせて、減価償却引当資産を2,000万円減額いたしまして、計9,000万円をICT積立資産として造成させていただきました。

(2) 後期高齢における勘定でございます。経費節減により繰出金約1,000万円を減額させていただいて、同額をICT積立資産として造成させていただいたところです。国保の9,000万円と後期の1,000万円、合わせて1億円を次期国保総合システムの更改対応の備えにさせていただきましたことをご報告させていただきます。

決算における説明については以上となりますが、お手元には資料ナンバー2-2の決算の総括表のほうにもその合計、そして、会計別に記載しているところでございます。

2-2の資料の2ページ以降につきましては、各会計の勘定別において、金額の詳細を明記しておりますので、後ほどご参照いただければと存じます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

◇橋川理事長 それでは、ご審議いただく前に、去る6月29日に監査を受けておりますので、竜王町長の西田監事さんより、代表して監査報告をお願いします。

◇西田監事 それでは、通常総会附議事項の207ページをご覧くださいと思います。

去る6月29日に、国保連合会におきまして、甲賀市の岩永市長さんと私、竜王町長の西田が令和3年度決算監査を実施いたしました。その結果について報告させていただきます。令和3年度における業務の概況を聴取し、会計を監査いたしましたところ、業務の運営については、努力の成果が認められ、会計経理も適正に処理され、会計諸帳簿及び証憑書類ほか整理良好と認めましたので、ここにご報告いたします。

以上でございます。

◇橋川理事長 ありがとうございます。なお、監査法人による監査も受けておりますので、監査室よりご報告願います。

◇井口室長 監査室の井口と申します。

監査法人によります、令和3年度決算に係る監査の結果について報告をさせていただきます。通常総会附議事項の208ページをお願いいたします。只今ご報告いただきました監査結果報告の次のページでございます。

去る6月13日と15日の2日間、八幡会計士事務所並びにひかり監査法人によります監査を受けました結果、報告書の最初に記載されております監査意見のところの3行目でございますが、決算書類が滋賀県国保連合会会計規則に準拠して、令和3年度の歳入歳出の状況及び同年度末の財産の状態を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認めるとの意見をいただく予定でございます。

なお、正式な報告書につきましては、本日の理事会終了後、理事会宛てに提出されることとなっております。

以上、監査室からの報告に代えさせていただきます。

◇橋川理事長 それでは、通常総会議案第13号から第22号までについて、ご質問、ご意見はございませんか。

ございませんか。

ないようですので、採決に入ります。

通常総会議案第13号から第22号までを原案のとおり通常総会に附議することについて、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇橋川理事長 ありがとうございます。異議なしと認め、議案第13号から議案第22号までは原案のとおり、通常総会に附議することといたします。

続いて、議案第23号、令和4年度滋賀県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出第二回補正予算についてから、議案第29号、令和4年度滋賀県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出第一回補正予算につきましては、いずれも関連いたしますので、一括審議といたします。

事務局の説明を求めます。

◇今岡課長 令和4年度の補正予算について説明をさせていただきます。附議事項では議案第23号の210ページから議案第29号の254ページでございますが、先ほどと同様、お手元の資料のほうでご説明をさせていただきます。

資料ナンバー3-1の令和4年度補正予算について、をご覧いただきたいと存じます。

こちらのほうですが、1 ページ上段、主な補正項目でございます。枠囲みで書かせていただいておりますけれども、1 つ目は、令和3 年度決算における繰越金に関する補正ということでございます。決算で繰越金が確定いたしますので、その歳入の繰越金を増額補正し、さらに歳出の予備費を増額補正するというものでございます。

2 点目でございます。国庫補助金の返還に関する補正でございます。一般会計では、後期高齢者医療制度関係業務事業費補助金の返還、そして、公費負担医療に係る経費の国の公費の返還についての補正でございます。

各議案別に説明を記載しておりますので、主なところについてご説明をさせていただきます。中段上辺りですが、資料の1 ページ、議案第23 号でございます。こちらのほうが一般会計歳入歳出第二回補正予算でございますが、補正額は総額414 万3,000 円増でございます。補正内容としては、一般会計の繰入金から、令和3 年度決算に伴う繰越金への財源更正の補正と、国庫補助金の返還金約1 万円でございます。この国庫補助金の返還金は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の研修会経費の未執行分が該当いたします。

次に、議案第24 号でございます。診療報酬審査支払特別会計歳入歳出第三回補正予算でございます。業務勘定から、次のページの上段の出産育児一時金に関する支払勘定でございます。全ての勘定において、繰越金並びに予備費の増額補正を行っております。

なお、この中の真ん中辺りに書いてございます、公費負担医療に関する診療報酬支払勘定のみ、繰越金のほか、例年に準じて国の公費分の返還に関する補正を行うというものでございます。約45 万6,000 円でございます。

次ページをお開けください。議案第25 号でございます。こちらの介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出第一回補正予算から、3 ページの議案第29 号、特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出第一回補正予算でございますが、それぞれの勘定で繰越金を増額し、併せて、歳出の予備費を増額する補正でございます。

なお、議案第25 号の介護保険事業関係業務特別会計の業務勘定、そして議案第26 号の障害者総合支援法関係業務等特別会計の業務勘定におきましては、一般会計の繰入れにおいて、繰入金から繰越金への財源更正を併せて補正を行っております。

以上の説明となります。

資料3-1 に申しあげました補正の詳細につきましては、資料ナンバー3-2 のほうにも総括表として掲載をしてございます。後ほどご参照いただきたく存じます。

以上です。よろしくお願いいたします。

◇橋川理事長 通常総会議案第23号から第29号までについて、ご質問、ご意見はございませんか。

はい、どうぞ。

◇福井理事 1点、確認をさせていただければと思います。今年の10月から後期高齢者の保険、窓口負担が1割から2割、それから所得が多いと3割に改正されるということなんですけれども、そうなると、後期高齢者の医療数字、医療特会のほうにも一定影響があるのかなと思うんですが、お聞きしたいのは、それは既に当初の予算でみられているのかどうか、というのが1点。

それから、そのことによって、国保の全体の勘定の中の後期高齢者の特会のほうに、どの程度影響が出るのかというのを分かればでけっこうです。少し制度が様変わりしてきますので、その辺りを教えていただければなど。

◇橋川理事長 はい。答弁願います。

◇岡田局長 ご質問ありがとうございます。後期高齢者医療の窓口の2割負担の関係につきましては、私どもも令和4年度の補正予算で少し対応を、広域連合さんから受託をしております。一定以上の所得の方について、10月から2割負担が導入されまして、窓口での1ヶ月の負担増が最大でも3,000円に収まるように、配慮措置が行われるというふうにお伺いしております。

これは、施行後3年間、高額療養費の仕組みを導入されることによって、確実に受給してもらうための事前の口座登録、そして、初回の申請なしに自動的に受給する仕組みを構築するという事で、広域連合さんから口座情報の取得・登録業務、そして、問い合わせ業務というものを受託させていただいております。

これらについて、令和4年度で補正予算を行いまして、その業務の対応をさせていただいております。理事のご質問の特会への影響なんですけれども、ちょっとそちらにつきましては、私どもでは把握できていませんので、申し訳ございません。

◇橋川理事長 はい。今、補正予算で対応すると答弁があったんですが、今回の補正予算に入っているということですか。

◇岡田局長 今申し上げました補正予算につきましては、後ほど専決処分報告をさせていただきますので、そちらのほうに令和4年度の補正予算ということが入っております。

◇福井理事 専決というのは、議会を開催するいとまがないときに専決するものであって、

理事会があり、あるいは総会があるんですから、間に合わすべきものじゃないのかなと思うのですが、そもそもそういう影響がどの程度あるのかということをお聞きしているんですけれども、当然、影響があるとすれば、補正予算を組むのは今の段階ではないですか。

◇岡田局長 すみません。失礼いたしました。医療費への影響につきましては、どういうふうに影響してくるのかというものについては、これから推計をいたしますので、それによりまして、補正予算のほうについては、対応をしていきたいと考えております。

◇橋川理事長 まだ分からない。

◇岡田局長 はい。

◇橋川理事長 金額が分からないということ。いつ頃分かるのか。理事会、総会までには金額が出てこないんですか。

◇岡田局長 はい。今の時点では、そのように考えております。

◇橋川理事長 いくらぐらい影響するかも、まだはっきりはしていない。

◇福井理事 推計で分かると思うんですけど。

◇桂田副理事長 すみません。ちょっと推計がまだできていないんです。10月が始まってからですね、影響がすぐに出てくるんで、分かってくるんで、それをもって補正が必要であればしますけれども、減る方ですと、多分次の2月のときになってしまうのかなと思うんですけど、増額なら当然途中で必要になると思います。

それともう一点、受託事業の関係の補正をしたというのも、事務局、答弁しましたけれども、その点に関しては、後期高齢者の広域連合と話をしまして、ちょっともう時間的に余裕がないということで、早く受託してくれということがありました。ですから、この理事会を少し待てずにですね、理事長の専決をいただいて、既に契約をして、もう業者に委託をしないと、その作業が間に合わないということで、いとまがないということで、させていただいたところでございます。

◇福井理事 法律は通常国会で年度内に改正されて、一定期間空けて、半年空けて10月から施行という、そういう段階を踏んでいますから。それと、お聞きしたかったのは、そのことによって医療費の削減につながるわけですね、結果的に。そうすると、保険料の負担が少なくなるということになる。そうすると、そんなに影響ないかと思うんですけど、そのことによって、市町の負担がどうなるのかというのが、極めて重要な要素になると思いますので、そこはできるだけ早く推計していただいて、客観的な数値をあらかじめ各構成市町にお示しされるように、要望しておきます。

◇橋川理事長 そのように、分かり次第、各市町に状況報告、連絡するように私からもお願いします。

ほかにはご質問、ご意見ございませんか。

ないようでございますので、採決に入ります。

議案第23号から第29号まで原案のとおり、通常総会に附議することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇橋川理事長 ありがとうございます。異議なしと認め、議案第23号から第29号まで、原案のとおり通常総会に附議することといたします。

続いて、報告事項に入ります。

報告第2号、専決処分報告について及び報告第3号、滋賀県国民健康保険団体連合会財産目録について、を一括して事務局の説明を求めます。

◇今岡課長 それでは、報告事項に入らせていただきます。お手元の分厚い通常総会附議事項を見ていただきたいと思います。こちらの後ろのほうですが、水色の合紙が入っております。ページで言いますと、262ページでございます。お開きいただきたいと思います。262ページ、そして263ページにおいて、こちらのほうで、ご説明を簡単にさせていただきます。

まず、262ページの1点目でございます。職員の給与規則の一部を改正したものでございます。こちらのほうは人事院勧告により、職員の一時金の率を引き下げるものとなっております。

2点目でございます。職員の服務規則並びに3点目の育児休業に関する規程の一部の改正についてでございます。こちらはいずれも育児・介護休業法の改正によるもので、休暇の取得要件について改正するものでございます。

4点目から9点目の一般会計、特別会計におきましては、決算見込みに伴う、実費弁償を含めた決算調整のための補正でございます。

主な理由といたしましては、コロナワクチン接種事業の請求支払に係る事務費の収入、並びに国庫補助受け入れのための増額補正でございます。

続いて、263ページの表題をおめくりください。

10点目でございます。市町さんからの委託事業であるワクチン接種券、風しんのクーポン券の作成経費並びに審査支払手数料等の収入増に伴う増額補正でございます。

続きまして、11番目でございます。こちらから新年度における専決処分報告となります。

まず、11番目でございます。福祉医療費等審査支払規則の一部改正でございます。令和4年4月診療分から請求事務費が廃止となりまして、市町との福祉医療費等審査支払事務の委託書の様式を改正するものでございます。

12番目でございます。令和4年度の診療報酬審査支払特別会計において、12歳から17歳までのワクチン接種券作成についての増額補正でございます。

13番目でございます。こちらが県からの委託により実施する介護職員、福祉介護職員処遇改善支援補助事業のための増額補正となっております。

14番目でございます。4回目の接種に係るコロナワクチン接種券の作成経費の増額補正でございます。

最後の15番目でございます。先ほど局長のほうからも若干触れさせていただきましたが、後期高齢者医療事業関係業務特別会計の補正についてでございます。お話がありましたように、本年10月から一定以上の所得のある方の医療費の窓口負担割合が2割となる制度改正に伴うものでございまして、その改正に伴う問い合わせ業務、これらについて、広域連合からの委託により実施するものの増額補正となります。

ですので、今現在、医療費については、その該当の所得情報について、2割になる方の該当者が、まだ連合会のほうでは不透明でございまして、医療費の推計がちょっと難しい状況でもあるということもお伝えさせていただいて、ご説明に代えさせていただきます。

続いて、報告第3号でございます。この附議事項の一番最後の328から329ページをご覧くださいと思います。

こちらが報告第3号、財産目録となっております。このページでもって財産報告に代えさせていただきたいと存じますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

◇橋川理事長 以上、報告事項でございました。ご質問、ご意見はございますか。

それではないようでありますので、次に説明事項が2点ございます。事務局から説明願います。

◇岡田局長 それでは、説明事項でございます。お手元にある理事会資料のナンバー4をご覧くださいと存じます。右肩資料ナンバー4でございます。

これは決議でございまして、令和4年の6月29日でございまして、国民健康保

険中央会の定期総会が行われまして、そちらで決議をされました事項でございます。

事業報告等でもご報告を申し上げておりました、今現在、国保中央会・国保連合会が開発しております、基幹システムになります国保総合システムでございます。こちらにつきましては、制度の基盤を支える極めて公共性の高い重要なインフラということでございまして、令和6年3月に保守期限が到来するというところでございます。

この更改につきましては、政府の規制改革実施計画及び厚生労働省の検討会等から求められております、クラウドサービスの利用ですとか、支払基金の新しいシステムとの整合性を確保することを前提としたシステム開発になってございます。

この方針に対応したシステム開発を行うためには、更改の内容を当初から大幅に見直さざるを得ないということでございまして、中央会の試算によりますと、令和3年度の補正予算で54億円が措置されておりますけれども、国保中央会・国保連合会が保有している財源を充てても、令和5年度には50数億円の財源不足が生じる見込みということでございます。

こういったことから、下の最後に飛びますけれども、国の意向を踏まえて実施をするシステムの更改に係る経費については、国の責任において、必要な財政措置を講ずるよう強く要望するという決議でございます。

既にこの取組につきましては、令和5年度の概算要求に向けまして、2月から地方6団体のほうへ、要望に取り上げていただくよう依頼を進めさせていただいております。

今後でございますけれども、中央会の総会で決議をされました事項を持って、厚生労働大臣あるいは主要の議員さんのほうへ要請活動に参ります。併せて、厚生労働省幹部、財務大臣のほうへ要望という予定でございます。

秋以降の予算編成に向けた活動といたしましては、11月18日に国保制度改善強化全国大会が東京で開催されます。そちらに橋川理事長、ご出席をいただきますので、本会といたしましては、理事長を中心に地元国会議員へ代表陳情のほうに参るという予定でございます。

以上でございます。

◇林主監 続きまして、資料5でございます。「滋賀県国民健康保険団体連合会第3期中期経営計画」の進捗状況でございます。令和4年5月末現在での状況を含むものでございます。こちらのほうのご報告をさせていただきます。

まず、この計画でございます。計画の策定の趣旨ということで記載をしております。目

まぐるしく変化する情勢に的確に対応するため、基本計画を3年、以前は5年という計画で行っていましたが、3年に改めて、基本理念、基本方針、組織運営について、本会職員が目的意識を持ち一丸となって取り組むために策定したものでございます。

そして、(2)の計画期間でございますが、令和2年度から令和4年度までの3年間と定めております。推進体制でございますが、職員で構成いたします中期経営計画推進会議において、毎年度進捗状況を点検し、必要に応じて計画の見直しを行うということで取り組んでおります。

そして、大きな2番目の基本理念でございます。こちらのほうを読ませていただきますと、国保連合会は「審査支払業務の専門集団」、「地方自治体が行う医療・保健・介護・福祉業務を支援する専門集団」であるとともに経営の効率化・安定化に努め、保険者・広域連合からより一層信頼される組織となることを目指す、としております。

そして、3番目の基本方針でございますが、こちらに具体的な取組を記載してございます。大きく5本の柱を設けまして、審査の質の向上、共同事業、保健事業、組織体制の整備及び財政基盤の確立、それから、安全管理体制ということで、各部署にて取組状況を定めて実施をしておるところでございます。

先ほど事業報告で説明をしております内容と重複する部分でもございますので、特徴的な部分を簡単に説明をさせていただきたいと思っております。

1枚おめくりいただきまして、(2)共同事業の部分でございます。保険者サービスの拡充強化ということで、上から2つ目の丸ですが、後期高齢者医療事務代行業務の充実強化という部分です。先ほど、3年度から9業務を受託ということですが、令和4年度、4月から申請書入力確認業務等6業務を新たに受託し、事業の実施を進めているところがございます。

それから、3ページのほうをご覧いただきたいと存じます。

②の国保制度改革を踏まえた新たな支援ということで、その3つ目の丸、事務の共同化・効率化支援でございます。こちらにつきましては、変更申請や実績報告に係る補助金申請のプログラムを作成して、非常に複雑な補助金申請の資料作成事務を効率化するために、このプログラムを作成して、市町へ資料提供を行ったというところがございます。

そして、少し飛びまして、最後5ページの部分でございますが、(4)の組織体制整備及び財政基盤の確立の部分で、上から2つ目の職場環境の整備でございます。長時間労働の是正、働き方改革を推進しております。令和3年度においては、仕事の分かち合い、そ

れから仕事の棚卸しを実施して、その結果、前年度比で2割の時間外勤務を縮減することができました。引き続き、取組を進めていきたいと考えておるところでございます。

そして、最後の(5)安全管理体制の確立の部分でございますが、情報セキュリティー対策の強化ということで、令和3年度においては、ISMSサーベイランス審査を受審し、認証を維持したところでございます。

以上、基本方針、かいつまんだ形でのご説明ということでございますが、現段階ではおおむね目標どおり進捗しているという評価をしているところでございます。計画については今年度が最終年度となるため、しっかりと目標に向けて、職員一丸となって取り組んで参りたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

◇橋川理事長 只今の説明事項2点について、ご質問、ご意見はございませんか。

ありませんか。

ないようであります。以上をもちまして、本日の提出議案、報告事項、説明事項は全て終了いたしました。

この際、皆様からご意見等ございませんか。

特になければ、本日の理事会、これをもって閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

午後2時50分閉会

上記会議の顛末を記載して間違いのないことを認めるためここに署名いたします。

令和4年10月11日

議 長

草津市長

橋川 渉

議事録署名者

高島市長

福井 正明

医師国保組合

理事長

越前 真一